件		名	特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	
主	管	課	県民活動推進課	
根拠	法令	等	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年6月22日公布、 成24年4月1日ほか施行)	平

【改正の概要】

- 1 法律の改正に伴い、新たに条例委任された手続等を規定
 - (1) 認定・仮認定制度の新設関係

認定、更新、合併、仮認定の申請手続

役員変更、定款変更の届出手続

事業報告書等、役員報酬規程等の提出期限、閲覧(謄写)場所

(2)設立認証制度の改正関係

申請書等に係る軽微な不備の補正手続

用語の修正等の規定整備

(3)所轄庁の変更関係

内閣府所轄法人に係る書類の写しの閲覧 削除 従たる事務所のある認定・仮認定法人についても(1) を規定

2 法律の改正に伴い、市町が処理する事務を追加 設立登記をしない法人の認証の取消 定款変更に係る登記事項証明書の受理 事業報告書等の謄写

3 県権限移譲推進指針に基づく新たな権限移譲のための市町の追加 移譲先:松前町

施 行 日 平成24年4月1日

【その他参考事項】

- 1 法改正の概要
 - (1) 所轄庁の変更

2以上の都道府県に事務所を置く法人 内閣府 主事務所のある都道府県政令指定都市のみに事務所がある法人 都道府県 政令指定都市

(2) 設立認証制度の改正

活動分野の追加、手続の簡素化・柔軟化、未登記法人の認証取消し、会計の明確化

(3) 認定・仮認定制度の新設(寄附金控除の対象。現行の国税庁認定から移行)

認定(有効期間5年・更新あり)

運営組織・事業活動が適正で公益の増進に資する法人

仮認定(有効期間3年間・更新なし)

運営組織・事業活動が適正で公益の増進に資すると見込まれる新法人(設立後5年未満)

- 2 市町への権限移譲
 - (1) 移譲事務 設立認証、定款変更認証、事業報告書等閲覧、解散認定、報告徴収、立入検査、認証取消し、県警察本部長の意見聴取等に関する事務
 - (2) 移譲済み市町 松山市・松前町を除く10市8町